

Ⅱ 特別指導事項

本県の地形・水系等地勢上の問題、農産物、養魚、養蚕、養蜂等の農業生産実態を考慮して、水質汚濁性農薬や特異な毒性作用のある農薬、あるいは広域防除の実施、その他農薬の安全使用を確保するため、次の規制事項及び特別指導事項を設ける。以下の事項に該当する農薬の使用は特に注意すること。

1 水質汚濁性農薬〔CAT 剤(シマジン)〕は、魚類等に対して特に毒性が強いなどのため使用しない。

2 作業員に対する農薬使用上の危被害防止対策について

- (1) メソミル剤(ランネート)は、吸入毒性が強いので、腰より低い作物でノズルを下に向けて散布する。また、散布中は風向きなどに注意し、必ずマスクを着用して噴霧を吸入しないように作業する。なお、ハウス内や噴霧のこもり易い場所では、危険であるので使用しない。
- (2) 次に掲げる合成ピレスロイド剤は、種類や人によって鼻、のど、皮膚などを刺激し、くしゃみやかぶれが出ることがあるので、使用に当たっては十分注意する。作業はマスクを着用し、皮膚の露出をできるだけ少なくする。

アーデント【アクリナトリン】	トレボン【エトフェンプロックス】
アグロスリン、イカズチ 【シペルメトリン】	フォース【テフルトリン】 ハクサップ、パーマチオン 【フェンバレレート】
アディオン、スミナイス(失効) 【ペルメトリン】	バイスロイド【シフルトリン】
サイハロン【シハロトリン】	ペイオフ【フルシトリネート】
シクロサルU(失効)、シクロパック (失効) 【シクロプロトリン】	マブリック(失効)、マブリックナック (失効) 【フルバリネート】
スカウト【トラロメトリン】	ロディー、ロビンフッド 【フェンプロパトリン】

*商品により、各種剤型(水和剤、乳剤、粒剤など)がある。上記は農薬ハンドブック、クミアイ農薬総覧、安全適正使用ガイドブックのいずれかに記載がある薬剤である。【 】内は有効成分名であり、混合剤の場合も注意する。

- (3) パラコート剤を含む除草剤(プリグロックスL)については、毒物及び劇物取締法による毒物であるので保管管理を徹底するとともに、使用時の防護装備、薬剤の吸入、皮膚への付着等のないよう特に留意する。

3 指定農薬について

「指定農薬」は、蚕児及び魚介類に対する農薬の危被害を未然に防止するため、指定農薬危被害防止対策推進要領に基づき、特別な指導が必要な農薬として別表1に定められており、その使用にあたっては別表1の留意事項を確認すること。

なお、一部の指定農薬については、地域の農業生産安定に特に必要であり、危被害防止対策を講ずることができると思われる地域を、使用指定地域に定めている(別表2～4)。

(別表1) 指定農薬危被害防止対策推進要領第2に基づく指定農薬

指定農薬名	該当銘柄名	対象作物	危被害の対象	留意事項	
合成ピレスロイド剤	シクロサールU粒剤2 シクロパック粒剤 トレボン粒剤 トレボンサーフ なげこみトレボン	水 稲	蚕児 魚介類	シクロサールU粒剤2・トレボン粒剤は桑園に隣接した水田では絶対に使用せず、桑園と20m以上間隔をとること。養魚池に流入するおそれのあるところでは使用しないこと。	
	トレボン粉剤DL トレボン乳剤 トレボンスカイMC			指定地域以外では使用しないこと。 (別表2)	
	MR. ジョーカー粉剤DL ¹⁾			蚕児	
	合成ピレスロイド剤	アードント水和剤 アグロスリン水和剤・乳剤 アディオン水和剤・乳剤 アディオンフロアブル イカズチWDG サイハロン水和剤 スカウトフロアブル テルスター水和剤・フロアブル トレボンEW・乳剤・水和剤 パーマチオン水和剤 バイスロイドEW ハクサップ水和剤 フォー ス 粒 剤 ペイオフME液剤 マブリックEW・水和剤20 マブリックナック水和剤 ロディー水和剤・乳剤	水稲以外の作物	蚕児 魚介類	指定地域以外では使用しないこと。 (別表3)
		MR. ジョーカーEW・水和剤 ¹⁾			蚕児
		ロビンフッド			桑に付着する恐れのある場所では使用しないこと。
	IGR剤 ²⁾	アフームエクセラ顆粒水和剤 アタブロンSC アタブロン乳剤 カウンター乳剤 カスケード乳剤 デミリン水和剤 ノーモルト乳剤 バロックフロアブル ファルコンフロアブル マツチ乳剤 マトリックフロアブル ミネクトエクストラSC ラノーテー プ ロムダンフロアブル	野菜 果樹 き たばこ 茶	蚕児	指定地域以外では使用しないこと。 ラノーテー プは、蚕に対して長期間強い毒性があるので、IGR剤指定地域かつ桑園から1km以上離れたところで使うこと。 (別表3)
BT剤 (生菌)	エスマルクDF サブリーナフロアブル ゼンターリ顆粒水和剤 チェーンアップ顆粒水和剤 デルフィン顆粒水和剤 バイオマックスDF バシレックス水和剤 ファイブスター顆粒水和剤 フローバックDF	野菜 花 き たばこ 普通作物 果樹 茶	蚕児	指定地域以外では使用しないこと。 (別表4)	

(注) 上記銘柄と同一成分を含有する単剤及び混合剤を含む。

1) 合成ピレスロイド類似化合物

2) アプロード剤は除く(蚕毒が弱い)。ただし、本表の上記銘柄と同一成分を含有する混合剤は指定地域以外では使用しない。

※本表の「該当銘柄名」は、この防除基準に掲載されている農薬名である。一部、失効農薬も含む。

※「信州くらしのマップ」内の“指定農薬情報”からも確認できます。
 (https://wwwgis.pref.nagano.lg.jp/pref-nagano/Portal)



(別表2)

水稻における合成ピレスロイド剤の使える指定地域一覧

(令和3年1月1日から適用)

指定農薬名	市町村名	対象作物	指定地域	備考
合成ピレスロイド剤	佐久穂町	水 稲	全域	
	小海町		全域	
	南相木村		全域	
	北相木村		全域	
	小諸市		全域	
	佐久市		臼田 字東住吉、西住吉、瘤石、源吾庭、法印塚、金山、原田、水沼、善阿弥、入在家、美里在家、高橋、下の宮、伊勢宮、下梁田、上梁田 湯原 字下滝、中滝、上滝、五里久保、法城日向、沼、居久保、和田、南側、北側、中島 下小田切 字家浦、小山崎、上前田、下前田、見次、田中、大谷地 北川 字広沢、見次、栗の木、田島、勝間 中小田切 字下見次、上見次、宿尻、鶴巻、大門下、水堀、中島、吉原、札場、老丁田、前久保出口 上小田切 字山の神、沓形、大道添、家浦、大門地、堂浦、前田、穴田、東立道、西立道、宮の脇、西沢、樋口、栗の木 清川 字老丁田、土井、滑川、向田、宮前、古ふけ、反田、宮脇、堰下、芝添、五反田、金石、三反田 田口 字東反田、横堰下、中反田、西反田、五箇、香林田、大奈良、一丁田、郷士ヶ井、羽毛田、切合、十六番、下川原、山崎、脇、割塚、龍岡、浦川原、蛇島、下屋敷添、屋敷添、前川原、金石、明法寺 三分 字下の田、下前田、中の田、上の田、荒巻 下越 字反田、後田、中谷地、釜の前 入沢 字中道、黒地藏、青沼、山際、赤石、下大深、中大深、上大深、下反田、上反田、鞍掛、大橋場、池の端、和田の前、下塚田、南田、北磯部、上塚田	
	軽井沢町	中軽井沢、成沢、馬取、塩沢、上発地、下発地、杉瓜、油井、鳥井原、古宿、借宿、追分、三ツ石、茂沢		
	御代田町	全域		
	立科町	全域		

指 定 農薬名	市町村名	対象作物	指 定 地 域	備 考
合成ピ レスロ イド剤	上田市	水 稲	神川地区（大字岩下、大字大屋を除く）、豊里地区 殿城地区、神科地区、上田地区（国道以南を除く、 常入1丁目を除く）、塩尻地区、川辺地区、泉田地 区、城下地区、浦里地区、室賀地区、中塩田地区、 別所地区、西塩田地区、東塩田地区、富士山地区、 丸子地域、真田地域、武石地域	
	東御市		全域	
	長和町		全域	
	青木村		全域	
	諏訪市		全域	
	茅野市		全域	
	富士見町		全域	
	原村		全域	
	駒ヶ根市		全域（ただし、桑園に隣接した水田は除く(20m以上 間隔をとる)、養魚池に流入する恐れのあるところ では使用しないこと)	
	飯島町		全域（ただし、桑園に隣接した水田は除く(20m以上 間隔をとる)、養魚池に流入する恐れのあるところ では使用しないこと)	
	阿南町		新野地域、富草地域、大下条地域のうち川田、小中 尾、池の島、小谷を除く地域	
	売木村		全域	
	泰阜村		全域（ただし、養魚池に流入する恐れのあるところ では使用しないこと)	
	大鹿村		全域 （ただし、和合地区、上蔵地区を除く。養魚池に流 入する恐れのあるところでは使用しないこと)	
合成ピ レスロ イド剤 (危被害 の対象 が蚕児 のみの 剤)	上松町	全域		
	南木曾町	全域		
	木曾町	全域		
	木祖村	全域		
	王滝村	全域		
	大桑村	全域		
合成ピ レスロ イド剤	松本市	全域		
	塩尻市	全域（ただし、贅川、平沢、奈良井を除く）		
合成ピ レスロ イド剤 (危被害 の対象 が蚕児 のみの 剤)		全域		

指 定 農薬名	市町村名	対象作物	指 定 地 域	備 考
合成ピレスロイド剤	筑北村	水 稻	全域	
	麻績村		全域	
	生坂村		全域	
	山形村		全域	
	朝日村		全域	
	安曇野市		全域（ただし、次の地域・地区を除く） ・豊科南穂高地区、豊科光地区、旧穂高町地域、旧明科町地域	
合成ピレスロイド剤 (危被害の対象が蚕児のみの剤)			全域（ただし、次の地域・地区を除く） ・旧穂高町地域の天蚕飼育地及びその隣接地、明科七貴上押野地区の県道大町明科線より北側の斜面池田町境の養蚕箇所より概ね500mの地区	
合成ピレスロイド剤	大町市		全域	
	池田町		全域	
	松川村		全域	
	白馬村		全域	
	小谷村		全域	
	長野市		全域 ただし、次の地域等を除く ・松代（赤柴、関屋）	
	須坂市		全域	
	千曲市		全域	
	坂城町		全域（ただし、小網地区の一部を除く）	
	小布施町		全域	
	高山村		全域	
	信濃町		全域	
	飯綱町		全域	
	小川村		全域	
	中野市		全域	
	山ノ内町		全域	
	木島平村		全域	
	野沢温泉村		全域	
	飯山市		全域	
栄村		全域(ただし、清水小屋から切明発電所にかけての周辺の区間及び切明発電所から野反湖にかけての周辺の区間を除く)		

※「信州くらしのマップ」内の“指定農薬情報”からも確認できます。
 (<https://wwwgis.pref.nagano.lg.jp/pref-nagano/Portal>)



(別表3)

水稲以外の作物における合成ピレスロイド剤及びI GR剤の使える指定地域一覧

注) 合ピレ:合成ピレスロイド剤、I GR:I GR剤
 (令和3年1月1日から適用)

指 定 農薬名	市町村名	対象作物	指 定 地 域	備 考
合ピレ I GR	佐久穂町	水稲以外の作物 〔野菜、果樹〕 花き、たばこ	全域	
合ピレ I GR	小海町	野菜、果樹 花き	全域	
		野菜、果樹、 花き、たばこ		
合ピレ I GR	川上村	水稲以外の作物	全域	
	南牧村	〔野菜、果樹〕 花き、たばこ	全域	
	南相木村		全域	
	北相木村		全域	
	小諸市		全域	
	佐久市	水稲以外の作物 (たばこ)	旧佐久市及び旧白田町のうち次の地域・地区を除く 根岸(正源、村上、上正原、祠畑)、長土呂、 白田(滝ノ沢)、上小田切、中小田切(水掘、市坂)、 北川(田島)、湯原(児玉、五里久保、沼、枯木平、 居久保、前ヶ原、梨子久保、山ノ神、石畑、 法城日向、細久保、治佐エ門久保、南平) 清川、田口(恵下久保、赤身在家、高橋、山口岩淵、 明躰、日向大工原、大久保、東大工原、西いにて、 東いにて、丸山、田ノ上) 三分(北平塚、南平塚、尼入海道、高橋、大久保) ----- 旧望月町 全域 ----- 旧浅科村 桑山字梅天、白山、上ノ山、山梨、入ノ沢、 姥ヶ沢、舟久保、蓬田字鳥久保並びに八幡 字女石、赤坂を除く御牧原全域	
		水稲以外の作物 (野菜、花き)	全域(ただし田口馬坂地区は除く)	
		水稲以外の作物 (果樹)	全域	
	軽井沢町	水稲以外の作物	全域	
	御代田町	〔野菜、果樹〕 花き、たばこ	全域	
	立科町	水稲以外の作物 〔野菜、果樹〕 花き、たばこ	全域	

指 定 農薬名	市町村名	対象作物	指 定 地 域	備 考
合ピレ	上田市	水稲以外の 作 物	神川地区(大字岩下、大字大屋を除く)、豊里地区、殿城地区、神科地区、上田地区(国道以南を除く、常入1丁目を除く)、塩尻地区、川辺地区、泉田地区、城下地区、浦里地区、室賀地区、中塩田地区、別所地区、西塩田地区、東塩田地区、富士山地区、丸子地域、真田地域、武石地域	
I G R	上田市	野菜、果樹 花き、たばこ	全域 (果樹用は菅平高原を除く)	
合ピレ	東御市	水稲以外の 作 物	全域	
I G R	長和町	〔野菜、果樹〕 花き、たばこ	全域	
	青木村		全域	
	岡谷市	水稲以外の 作 物 〔野菜、果樹〕 花き	全域	
	諏訪市	水稲以外の 作 物	全域	
	茅野市	〔野菜、果樹〕 花き、たばこ	市内全域 (ただし、木舟地区の国道20号線から原村側の地域を除く)	
合ピレ	下諏訪町	野菜、果樹 花き	全域	
I G R		野菜、果樹 花き、たばこ	全域	
合ピレ	富士見町	水稲以外の 作 物	全域	
I G R	原村	〔野菜、果樹〕 花き、たばこ	全域 (ただし、中央道西側を除く)	
	伊那市		全域	
	駒ヶ根市		全域 (ただし、赤須地区の飯坂、梨の木、小城、上赤須、下平地区の南下平、中沢地区の吉瀬、菅沼、下割、中割の桑園から半径500m以内の地域を除く)	
	辰野町		全域	
	箕輪町		全域(ただし、中箕輪地区及び中曾根地区の桑園とその隣接地を除く)	
	飯島町		全域 (ただし、春日平地区、赤坂地区、日曾利地区、本郷地区の桑園から半径500m以内の地区を除く)	

指 定 農 薬 名	市町村名	対象作物	指 定 地 域	備 考
合ピレ	南箕輪村	水 稻 以 外 の 作 物	全域 (ただし、南箕輪村343-1・346・5933-1・8306-373・ 8306-1398を中心とした半径500mの地域を除く)	
I G R		野 菜、果 樹 花 き、た ば こ	全域 (ただし、南箕輪村8306-336・8306-373・8306-1398を中心 とした半径500mの地域を除く)	
合ピレ I G R	中川村	水 稻 以 外 の 作 物 〔 野菜、果樹 〕 花 き、た ば こ	全域	
	宮田村	水 稻 以 外 の 作 物 〔 野菜、果樹 〕 花 き	全域	
	飯田市	水 稻 以 外 の 作 物 〔 野菜、果樹 〕 花 き、た ば こ	全域 (ただし、桑園から半径500m以内の地域及び 養魚施設又は養魚用水から半径500m以内の地域を 除く。)	
	松川町	水 稻 以 外 の 作 物	全域	
	高森町	〔 野菜、果樹、 花 き、た ば こ、 茶 〕	全域 ただし、下記の地区を除く。 上市田地籍 県道飯島飯田線～町道3009線(田町線)～212線 ～広域農道～3001線(護摩堂線)に 囲まれた範囲。 下市田地籍 大島川城岸橋～石原田橋経由、広域農道上市田東 信号～町道1-3号線、農協信号経由大島川に囲ま れた範囲。 吉田地籍 大島川石原田橋～広域農道経由、町道2-53線、 5057線に囲まれた範囲。 山吹地籍 山吹選果場横、町道243線～7105線～町道1号線 ～胡麻目川境～町道竜西線経由、2-65線、～7085線 ～7094線に囲まれた範囲。 ※ただし、上記地区の施設栽培は使用できるものとする。	
	阿南町		新野地域、富草地域、大下条地域のうち川田、 小中尾、池の島、小谷を除く地域	
	阿智村		会地 木槌川より東側の中関下と、中央自動車道より西側 の木槌洞と、七久里の3級村道2号線より東側を除 く(施設内を除く)全域 伍和 日の入を除く(施設内を除く)全域 智里 全域 浪合 全域	
	根羽村	水稲以外の作物	新井、池の平	
下條村	〔 野菜、果樹 〕 花 き、た ば こ	全域(ただし、新田、明地原、上野原、新井、吉岡、仁 王関の桑園から100m以内の地域を除く)		

指 定 名 農 業 指 定	市町村名	対象作物	指 定 地 域	備 考
合ピレ I G R	売木村	水稻以外の作物 〔野菜、果樹〕 花き、たばこ	全域	
	天龍村		全域	
	泰阜村		全域（ただし、養魚池に流入する恐れのあるところでは使用しないこと）	
	喬木村		<ul style="list-style-type: none"> ・阿島寺の前 ・阿島町及び南のうち、県道伊那生田飯田線及び村道2号線（飯田養護学校前～堰下橋南交差点～阿島交差点）、281号線（堰下橋南交差点～西へ30m）、天竜川に囲まれた地域 ・小川馬場のうち、県道伊那生田飯田線より西側の地籍と507号線（県道伊那生田飯田線～馬場ふれあい伝承館前～両平六ツ辻～小川の湯）の南側の地籍 ・小川のうち、鞍馬沢503号橋（学び坂入り口）から上流の地籍と、これに接する52号線から51号線を野田原までつなぎ、4号線を上平地籍まで南下して囲まれる地域 ・小川川南、幕の内、平大沢梨団地 ・小川上平のうち、上の原、南耕地、那木耕地 ・伊久間 ・富田 ・大和知のうち、大和知洞地籍 ・氏乗のうち、雨沢橋より小川川上上流の地籍 ・大島 ・加々須のうち、洞及び野田原りんご団地 ・村内全域ハウス施設内 	
	豊丘村	全域		
	大鹿村	水稻以外の作物 〔野菜、果樹〕 花き	全域 （ただし、和合地区を除く。養魚池に流入する恐れのあるところでは使用しないこと）	
	木曽町	水稻以外の作物	全域	
	上松町	〔野菜、果樹〕 花き、たばこ	全域	
	南木曽町	野菜、花き	全域	
	木祖村	水稻以外の作物	全域	
王滝村	〔野菜、果樹〕 花き、たばこ	全域		
松本市		全域		
塩尻市		全域（贄川、平沢、奈良井を除く）		
筑北村		全域		
麻績村		全域		
生坂村		全域		

指 定 農 薬 名	市町村名	対象作物	指 定 地 域	備 考
合ピレ I G R	山形村	水稻以外の 作 物	全域	
	朝日村	〔 野菜、果樹 花き、たばこ 〕	全域	
合ピレ	安曇野市	水稻以外の 作 物	旧豊科町（養魚施設・養魚用水から100m以内の地域 及び豊科光川手圃場整備内の地域を除く）、旧穂高町（ 天蚕・家蚕飼育地及び養魚施設・養魚用水から100m 以内の地域を除く）、旧三郷村地域、旧堀金村地域、旧 明科町東川手（潮、生野地区のみ）地区、七貴（塩川原 、荻原地区のみ）地区、南陸郷（中村、小泉地区のみ） 地区	
合ピレ (危被害の 対象が蚕児 のみの剤)			豊科南穂高地区、豊科光地区	
I G R		野菜、果樹、 花き、たばこ	旧豊科町（養魚施設・養魚用水から100m以内の地域 及び豊科光川手圃場整備内の地域を除く）、旧穂高町（ 天蚕・家蚕飼育地及び養魚施設・養魚用水から100m 以内の地域を除く）、旧三郷村地域、旧堀金村地域、旧 明科町東川手（潮、生野地区のみ）地区、七貴（塩川原 、荻原地区のみ）地区、南陸郷（中村、小泉地区のみ） 地区	
合ピレ I G R	大町市	水稻以外の 作 物	全域	
	池田町	〔 野菜、果樹 花き、たばこ 〕	全域	
	松川村		全域	
	白馬村	水稻以外の 作 物	全域	
	小谷村	〔 野菜、果樹、 花き 〕	全域	
合ピレ I G R	長野市	水稻以外の 作 物	全域 ただし次の地域等を除く ・松代（赤柴、関屋）	
	須坂市	〔 野菜、果樹 花き、たばこ 〕	大字仁礼字宇原、横尾 大字亀倉字関谷道、森浦、板面、柳原、前原 大字豊丘字中田、新田、下原、上原、中灰野、寺久保を 除く地域	
	千曲市		全域	
	坂城町	坂城、中之条、南条、上五明、上平(小網を除く)、網掛		
	小布施町	全域		
	高山村	全域		
	信濃町	全域		
	飯綱町	全域		
	小川村	全域		
	中野市	全域		
	山ノ内町	全域		
	木島平村	全域		

指 定 農 薬 名	市町村名	対象作物	指 定 地 域	備 考
合ピレ I G R	野沢温泉村	水稲以外の 作物	全域	
	飯山市	〔 野菜、果樹 花き、たばこ 〕	全域	
	栄村	水稲以外の 作物 〔 野菜、果樹 花き 〕	全域	

※「信州くらしのマップ」内の“指定農薬情報”からも確認できます。
 (<https://wwwgis.pref.nagano.lg.jp/pref-nagano/Portal>)



(別表4)

B T 剤（生菌）の使える指定地域一覧

(令和3年1月1日から適用)

指 定 農薬名	市町村名	対象作物	指 定 地 域	備 考
B T 剤 (生菌)	佐久穂町	野菜、花き 果樹	全域	
	小海町	野菜、花き	全域	
	川上村	野菜	全域	
	南牧村		全域	
	北相木村		全域	
	南相木村	野菜、花き	全域	
	小諸市	野菜、花き、 果樹	全域	
	佐久市	野菜、花き	全域（ただし田口馬坂地区は除く）	
		果樹	全域	
	軽井沢町	野菜、果樹 普通作物	全域	
	御代田町	野菜、花き 果樹、普通 作物	全域	
	立科町	野菜、花き 果樹	全域	
	上田市	野菜、花き、 果樹	全域	
		東御市	全域	
	長和町	野菜、花き	大門、長久保、古町	
		野菜	和田	
	青木村	野菜、花き、 果樹	全域	
	岡谷市	野菜、花き	全域	
	諏訪市		全域	
	下諏訪町		全域	
	茅野市		全域（ただし、木舟地区の国道20号線から原村側の地域を除く）	
	富士見町		全域	
	原村		全域（ただし、中央道西側を除く）	

指 定 農薬名	市町村名	対象作物	指 定 地 域	備 考
B T 剤 (生菌)	伊那市	水稻以外の 作物 野菜、果樹、 花き、たば こ	全域	
	駒ヶ根市	野菜、花き	全域（ただし、赤須地区の飯坂、梨の木、小城、上赤穂、下平地区の南下平、中沢地区の吉瀬、菅沼、下割、中割の桑園から半径500m以内の地域を除く）	
	辰野町		全域	
	箕輪町		全域（ただし、中箕輪地区及び中曾根地区の桑園とその隣接地を除く）	
	飯島町		全域（ただし、春日平地区、赤坂地区、日曾利地区、本郷地区の桑園から半径500m以内の地区を除く）	
	南箕輪村		全域（ただし、南箕輪村 8306-336. 8306-373. 8306-1398 を中心とした半径500m以内の地域を除く）	
	中川村		全域	
	宮田村		全域	
	飯田市		全域 (ただし、桑園から半径500m以内の地域及び養魚施設又は養魚用水から半径500m以内の地域を除く。)	
	松川町	野菜、花き、 果樹	全域	
	高森町	野菜、花き、 普通作物、 果樹	全域 ただし、下記の地区を除く。 上市田地籍 県道飯島飯田線～町道3009線(田町線)～212線～広域農道～3001線(護摩堂線)に囲まれた範囲。 下市田地籍 大島川城岸橋～石原田橋経由、広域農道上市田東信号～町道1-3号線、農協信号経由大島川に囲まれた範囲。 吉田地籍 大島川石原田橋～広域農道経由、町道2-53線、5057線に囲まれた範囲。 山吹地籍 山吹選果場横、町道243線～7105線～町道1号線～胡麻目川境～町道竜西線経由、2-65線～7085線～7094線に囲まれた範囲。 ※ただし、上記地区の施設栽培は使用できるものとする。	
	阿南町	野菜、花き、 普通作物、 果樹	新野地域、富草地域、大下条地域のうち川田、小中尾、池の島、小谷を除く地域	
	阿智村	野菜、花き、 普通作物 (とうもろこし)、果樹	全域	

指 定 農薬名	市町村名	対象作物	指 定 地 域	備 考	
B T 剤 (生菌)	下條村	野菜、花き	全域（ただし、新田、明地原、上野原、新井、吉岡、仁王関の桑園から100m以内の地域を除く）		
	売木村		全域		
	天龍村		全域		
	泰阜村		全域（ただし、養魚池に流入する恐れのあるところでは使用しないこと）		
	喬木村		<ul style="list-style-type: none"> ・阿島寺の前 ・阿島町及び南のうち、県道伊那生田飯田線及び村道2号線（飯田養護学校前～堰下橋南交差点～阿島交差点）、281号線（堰下橋南交差点～西へ30m）、天竜川に囲まれた地域 ・小川馬場のうち、県道伊那生田飯田線より西側の地籍と507号線（県道伊那生田飯田線～馬場ふれあい伝承館前～両平六ツ辻～小川の湯）の南側の地籍 ・小川のうち、鞍馬沢503号橋（学び坂入り口）から上流の地籍と、これに接する52号線から51号線を野田原までつなぎ、4号線を上平地籍まで南下して囲まれる地域 ・小川川南、幕の内、平大沢梨団地 ・小川上平のうち、上の原、南耕地、那木耕地 ・伊久間 ・富田 ・大和知のうち、大和知洞地籍 ・氏乗のうち、雨沢橋より小川川上上流の地籍 ・大島 ・加々須のうち、洞及び野田原りんご団地 ・村内全域ハウス施設内 		
	大鹿村		全域 （ただし、和合地区、上蔵地区を除く。養魚池に流入する恐れのあるところでは使用しないこと）		
	木曾町		全域		
	木祖村		野菜	全域	
	王滝村		野菜、花き	全域	
	松本市		野菜、花き、 果樹	全域	
	塩尻市	野菜、花き、 普通作物、 果樹	全域		
	筑北村	野菜、花き、 果樹	全域		
	麻績村		全域		
	生坂村		全域		

指 定 農 薬 名	市町村名	対象作物	指 定 地 域	備 考
B T 剤 (生菌)	山形村	野菜、花き、 果樹	全域	
	朝日村	野菜、果樹	全域	
	安曇野市	野菜、花き、 果樹	全域（ただし、次の地域・地区を除く） ・旧穂高町地域の天蚕飼育地及びその隣接地、明科 町七貴上押野地区の県道大町明科線より北側の斜 面池田町境の養蚕箇所より概ね500mの地区	
	大町市	野菜、花き、 果樹	全域	
	池田町		全域	
	松川村		全域（神戸原の一部地域を除く）	
	白馬村	野菜、花き	全域	
	小谷村		全域	
	長野市	野菜、花き、 普通作物、 たばこ、果樹	全域 ただし、次の地域等を除く ・松代(赤柴、関屋)	
	須坂市	果樹	全域	
	千曲市	野菜、花き、 普通作物、 たばこ、果樹	全域	
	坂城町	野菜、花き、 普通作物、 果樹	全域	
	小布施町	果樹	全域	
	高山村	果樹・野菜	村内耕作区域	
	信濃町	野菜、花き、 普通作物、 果樹	全域	
	飯綱町		全域	
	小川村	野菜、花き、 普通作物、 たばこ、果樹	全域	
	中野市	野菜、果樹	全域	
		花き	全域（豊津・上今井・永江・穴田を除く）	
	飯山市	野菜、花き、 果樹	全域	
	山ノ内町	野菜、花き	全域	
		果樹	須賀川地区を除く全域	
	木島平村	野菜、花き、 果樹	全域	
	野沢温泉 村	野菜、花き、 普通作物、 たばこ、果樹	全域	
	栄村	野菜、花き、 果樹	全域	

4 魚類に対する農薬使用上の危被害防止対策について

農薬は魚類に対し毒性の強いものが多いので、養魚池等の付近では使用しない。やむを得ず使用する場合は、水系等を考慮の上、地域の関係者と十分協議し、低毒性のものを選んで使用するとともに、次の事項等に配慮して危被害の未然防止に努める。

- (1) 広範囲に農薬を使用する場合には、散布前日から養魚の餌止めをしておくとともに、散布された薬剤が水路を通じて養魚池等へ流入しないよう十分な防止策を講ずる。
- (2) 粒剤、粉剤、塗沫処理済み種子は魚が摂食することがあるので、使用に当たっては養魚池等に飛散することのないように注意する。
- (3) 野菜、果樹等畑作物に使用した場合にあっても、降雨によって養魚池等へ流入しないよう注意する。また、水田では降雨等増水による畦越に注意する。
- (4) 農薬の空袋・空びん・残液等の処理または防除機械・機具・農薬散布した育苗箱の洗浄は水路、河川等では絶対に行わない。
- (5) 種子消毒の残液は環境に影響を及ぼさないように、排水路に流したりせず、下記いずれかの適切な処理を行う。
 - ・廃液を産業廃棄物処理業者に委託する。
 - ・処理プラントなど本格的な廃液処理装置を導入する。
 - ・活性炭を利用した簡易処理を行う（100～1,000ℓ未満の場合）。
 - ・微生物資材単剤については無栽培畑地などで土壌処理を行う。
- (6) モリネート剤（マメットSM等）は、魚類に対する慢性毒性が強いことから供給自主規制地域が定められている。また、それ以外の地域でも使用する場合は危被害防止に万全を期すこと。（「モリネート系除草剤 供給自主規制地域」を参照）

■モリネート系除草剤供給自主規制地域

	該当する地域
供給自主規制地域	松本市、上田市（塩田）、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、大町市、飯山市（富倉）、茅野市、塩尻市、佐久市（望月、印内、春日、協和、茂田井を除く）、千曲市（杭瀬下）、安曇野市、佐久穂町、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、木曾町、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、筑北村（坂井を除く）、生坂村、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、山ノ内町、野沢温泉村、信濃町
使用可能地域	長野市、上田市（塩田を除く）、須坂市、小諸市、中野市、飯山市（富倉を除く）、千曲市（杭瀬下を除く）、東御市、佐久市（望月、印内、春日、協和、茂田井のみ）、立科町、長和町、青木村、麻績村、筑北村（坂井のみ）、坂城町、小布施町、高山村、木島平村、飯綱町、小川村、栄村

注) 供給自主規制地域に該当しない場合にあっても、モリネート系除草剤を使用する場合には、養魚、河川等における危被害を防止するため、注意の上使用する。

- (7) 合成ピレスロイド剤は、魚類及び甲殻類に対する毒性が極めて強いため、使用できる地域の指定があるのでこれ以外では使用しない(Ⅱ 特別指導事項 3 指定農薬について 参照)。また、一部の農薬も魚類に対して毒性が強いものがあるため、使用に当たっては注意する(魚毒性の分類については、X V 資料 5. 主要農薬の商品名と一般名及び毒性の一覧表 参照)。また、使用に当たっては病虫害防除所、農業農村支援センター、市町村、農業協同組合、農薬販売店等へ照会して確認する。
- (8) 指定農薬の合成ピレスロイド剤のうち、シクロサルU粒剤 2 (失効)、シクロパック粒剤 (失効)、トレボン粒剤・サーフ、なげこみトレボンは使用地域の指定はないが、別表 1 の留意事項を確認するとともに、魚類及び甲殻類への影響を避けるため、散布後の湛水日数を守り、水路に田面水が流出しないように十分注意する。

5 蚕児に対する農薬使用上の危被害防止対策について

農薬は蚕児に対し毒性の強いものがあるほか、桑葉に付着して蚕児に影響を与える日数が長いものがあるので、養蚕地帯での農薬使用は慎重を期すとともに、広域防除等の実施に際しては、地域の関係者と十分協議し危被害の未然防止に努める。

- (1) 次ページに掲げる剤は、極微量でも蚕に被害を与えるので、養蚕地帯では特に注意する。桑葉汚染の場合、110 日以上も毒性の残る剤がある (X V 資料 3. 農薬が蚕に薬害のなくなる安全基準日数 参照)。
- (2) 合成ピレスロイド剤・昆虫発育阻害 (I G R) 剤 (アプロードを除く)・B T 剤 (生菌製剤) は、蚕児に対する毒性が極めて強く、作物や剤によっては使用できる地域の指定があるので、これ以外では使用しない (Ⅱ 特別指導事項 3. 指定農薬について 参照)。

また、使用に当たっては病虫害防除所、農業農村支援センター、市町村、農業協同組合、農薬販売店へ照会して確認する。

- (3) 指定農薬の合成ピレスロイド剤のうち、ロビンフッドは通常の使用方法では飛散の危険性が少なく、使用地域の指定はないが、有効成分の蚕毒が強いため、別表 1 の留意事項を確認するとともに、使用方法を厳守する。
- (4) 水稻の苗箱施薬剤及び野菜苗のセルトレイ処理薬剤 (上記、蚕児に対して極微量でも被害を与える薬剤およびこれらと同じ有効成分を含む薬剤) は通常の使用方法では飛散の危険性はないが、有効成分の蚕毒が強いため、使用方法を厳守する。

■ 蚕児に対して極微量でも被害を与える薬剤

薬 剤 名	商 品 名
アセタミプリド剤	モスピラン粒剤・顆粒水溶剤
アラニカルブ剤	オリオン水和剤40
イミダクロプリド剤	アドマイヤー水和剤・粒剤・1粒剤・CR箱粒剤・顆粒水和剤・フロアブル、ガードナーフロアブル
カルタップ剤	パダンSG水溶剤・粒剤4
クロチアニジン剤	ダントツ水溶剤・粒剤・箱粒剤
合成ピレスロイド類似化合物	((別表1) 指定農薬危被害防止対策推進要領第2に基づく指定農薬 参照)
合成ピレスロイド剤	
昆虫発育阻害(IGR)剤	
BT剤(生菌)	
ジアミド剤	アベイル粒剤、エクシレルSE、サムコルフロアブル10、ジュリボフロアブル、テッパン液剤、パディート箱粒剤、フェニックス顆粒水和剤・フロアブル、フェルテラ箱粒剤、プリロッソ粒剤、プレバソフロアブル5、ベネビアOD、ベリマークSC、ミネクトエクストラSC、ミネクトデュオ粒剤、ヨーバルフロアブル
ジノテフラン剤	アルバリン粉剤DL・粒剤・顆粒水溶剤、スタークル粉剤DL・粒剤・顆粒水溶剤
チアクロプリド剤	バリアード顆粒水和剤
チアメトキサム剤	アクタラ顆粒水溶剤・粒剤5
チオシクラム剤	エビセクト水和剤、リーフガード顆粒水和剤
フルキサメタミド剤	グレーシア乳剤・フロアブル
ブロフラニリド剤	ブロフレアSC
その他の剤	アニキ乳剤、アフーム乳剤、キラップ粒剤、コロマイト乳剤、スピノエース顆粒水和剤・箱粒剤・フロアブル、ディアナSC・WDG、デリゲートWDG、ハチハチ乳剤・フロアブル、プレオフロアブル、ボタニガードES

6 蜜蜂に対する農薬使用上の危被害防止対策について

(1) 危被害防止対策について

- 1) 蜜蜂は農薬に極めて敏感であるので、防除の実施に際しては、養蜂の実態を十分把握しておく。
- 2) 地域ごとに設置している「蜜蜂農薬危被害対策連絡会議(事務局：農業農村支援センター農業農村振興課)」において、農薬の散布時期や飼育場所などについて、情報交換を行ない、危被害の未然防止対策に努める。
- 3) 採みつ時期は、以下を参考にする。

植物名	採みつ時期	植物名	採みつ時期
もも	4月中旬～5月上旬	トチ	5月上旬～6月下旬
なし	4月中旬～5月中旬	ニセアカシア	5月上旬～7月下旬
りんご	4月下旬～5月中旬	そば	8月下旬～9月中旬
くり	5月上旬～7月下旬		

注) この他、あんずなどでも採みつが行われることがある。採みつの時期は、気象条件などにより前後する場合がある。また、対象植物は、この限りではない。

(2) 農薬の使用にあたって

- 1) 農薬の使用上の注意をよく読むこと。特に、蜜蜂に影響があるとされる農薬の使用にあたっては注意する。また、蜜蜂が活動している時(気温がおおむね13～30℃となる時間)の農薬散布は、特に注意する。
- 2) 農薬は、できる限り飛散しにくい剤型を選択するなど飛散防止に努め、特に広域で一斉に農薬を散布する場合には注意する。また、地形により風向き、風速は複雑に変化することがあるので注意する。
- 3) 採みつ時期には、みつ源となる植物に農薬がかかることが無いように注意する。
- 4) みつ源となる植物の生育状態などにより、本来みつ源にならないとされる稲などにも花粉を求めて訪花することがあるので、農薬の使用にあたって留意する。
- 5) 水稻の開花期のみならずその直前及び開花後2週間程度の時期においても水田に飛来することがあるので注意する。

(3) その他

「いちご」の項に、蜜蜂に対する農薬の影響(薬剤散布後放飼可能になる日数)を掲載している。